

改正 令和6年3月13日 原規総発第24031312号 原子力規制委員会決定

令和6年3月13日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表第一及び別表第二により改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月6日）から施行する。ただし、別表第二による改正及び次条から附則第5条までの規定は、令和6年3月13日から施行する。

（改正法附則第4条から第6条までの認可等に係る専決処理）

第2条 改正法附則第4条第1項又は第5条第1項の認可に係る専決処理については、この規程による改正後の原子力規制委員会行政文書管理要領（以下「新行政文書管理要領」という。）別表第3の（1）の表54の項の規定の例による。この場合において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第4号。以下「改正規則」という。）附則第3条の規定を適用したときは、同項の専決事項の欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。）第113条第1項第5号ロに規定する特別点検をいう。以下同じ。）の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第3条 改正法附則第4条第3項の認可に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の（1）の表55の項の規定の例による。この場合において、改正規則附則第3条の規定を適用したときは、同項の専決事項の欄に掲げ

る事項の規定中「その計画に特別点検の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第4条 改正法附則第4条第5項（改正法附則第5条第2項及び改正法附則第6条第3項において準用する場合を含む。）の通知に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の（1）の表159の項の規定の例による。

第5条 改正法附則第6条第1項の認可に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の（1）の表56の項の規定の例による。

（改正規則附則第3条の規定を適用した場合の特例）

第6条 改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第1項の申請（改正規則附則第3条の規定を適用したものに限る。）の認可に係る専決処理に対する新行政文書管理要領別表第3の（1）の表54の項の専決事項の欄に掲げる事項の規定の適用については、同欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。）第113条第1項第5号ロに規定する特別点検をいう。以下同じ。）の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第7条 新原子炉等規制法第43条の3の32第3項の申請（改正法附則第4条第4項の規定によりみなされたものを含み、改正規則附則第3条の規定を適用したものに限る。）の認可に係る専決処理に対する新行政文書管理要領別表第3の（1）の表55の項の専決事項の欄に掲げる事項の規定の適用については、同欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

別表第一 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1~53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1~53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	部門(部 安全規制管理 官に係るもの に限る。)	原子炉等規制法第 <u>43条の3の32</u> 第1項の規定によ る長期施設管理計 画の認可(その計 画に特別点検(実 用発電用原子炉の 設置、運転等に関 する規則(昭和5 3年通商産業省令 第77号。以下こ の表において「実	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>用炉則」という。)</u> <u>第113条第1項</u> <u>第5号ロに規定す</u> <u>る特別点検をい</u> <u>う。以下同じ。)</u> <u>方法及びその結果</u> <u>が含まれるものそ</u> <u>の他重要なものを</u> <u>除く。)</u> に関するこ <u>と。</u>									
55	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子炉等規制法第 43条の3の32 第3項の規定によ る長期施設管理計 画の認可(その計 画に特別点検の方 法及びその結果が 含まれるものその 他重要なものを除 く。)に関するこ と。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
56	部門(部 安全規 制管理	原子炉等規制法第 43条の3の32 第4項の規定によ	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	官に係るものに限る。)	る長期施設管理計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。									
57~158	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	54~155	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
159	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第71条第5項の規定による第43条の3の32第1項、第3項又は第4項の規定による処分をする場合の経済産業大臣等への通知に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
160~169	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	156~165	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
170	(略)	製錬規則第7条の6の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の	(略)	(略)	(略)	166	(略)	製錬規則第7条の6の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商	(略)	(略)	(略)

		要求に関すること。						産業省令第77号。以下この表において「 <u>実用炉則</u> 」という。)第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。			
<u>171</u> ～ <u>196</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>167</u> ～ <u>192</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>197</u>	部門(部 安全規制管理 官に係るもの に限る。)	<u>実用炉則第113条の6第3項の規定による追加点検の確認(重要なものを除く。)に関すること。</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>198</u> ～ <u>358</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>193</u> ～ <u>353</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					

別表第二 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課 (以下「総務課」という。)</p> <p>イ 委員会規則簿 (様式第1)</p> <p>ロ 委員会告示簿 (様式第2)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>ハ 官庁報告簿 (様式第3)</u></p> <p><u>ニ 受付簿</u></p> <p><u>ホ 文書接受簿 (様式第4)</u></p> <p><u>ヘ 開示請求受付管理簿 (様式第5)</u></p> <p><u>ト 審査請求受付管理簿 (様式第6)</u></p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ 書留郵便物等受理簿 (<u>様式第7</u>)</p> <p>(3) 総括課</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 合議文書等処理簿 (<u>様式第8</u>)</p> <p>(4) 課等</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 決裁簿</p>	<p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課 (以下「総務課」という。)</p> <p>イ 委員会規則簿 (様式第1)</p> <p>ロ 委員会告示簿 (様式第2)</p> <p><u>ハ 官報掲載委員会訓令簿 (様式第3)</u></p> <p><u>ニ 一般訓令簿 (様式第4)</u></p> <p><u>ホ 官庁報告簿 (様式第5)</u></p> <p><u>ヘ 受付簿</u></p> <p><u>ト 文書接受簿 (様式第6)</u></p> <p><u>チ 開示請求受付管理簿 (様式第7)</u></p> <p><u>リ 審査請求受付管理簿 (様式第8)</u></p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ 書留郵便物等受理簿 (<u>様式第9</u>)</p> <p>(3) 総括課</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 合議文書等処理簿 (<u>様式第10</u>)</p> <p>(4) 課等</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 決裁簿</p>

<p>ハ 施行簿 ニ 使送伝票（様式第9） ホ 書留郵便物等接受簿（様式第10）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、<u>電磁的方法により作成することができる。</u></p> <p>（文書の配布）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、委員会受付印（様式第11）を押し、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、委員会受付印（様式第11）を押し、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（決裁を受ける範囲）</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原</p>	<p>ハ 施行簿 ニ 使送伝票（様式第11） ホ 書留郵便物等接受簿（様式第12）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、<u>電磁的記録媒体によって作成することができる。</u></p> <p>（文書の配布）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、委員会受付印（様式第13）を押し、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、委員会受付印（様式第13）を押し、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（決裁を受ける範囲）</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原</p>
--	--

規総発第120919027号) 第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、総務課長まで

(5) (略)

(専決処理)

第24条 別表第2から第5に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、規則及び要領の改正(軽易なものを除く。)及び廃止並びに異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

(施行文書の取扱い)

第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書(以下この章において「決裁済文書」という。)で施行、発送を要するもの(電子文書を除く。)については、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、会計部門に発送を依頼するものとする。

2～4 (略)

(官報原稿の送付)

第34条 主管課等においては、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、官報に掲載する原稿(以下この条において「官報原稿」という。)を、総務課に送付するものとする。

規総発第120919027号) 第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、長官官房総務課長まで

(5) (略)

(専決処理)

第24条 別表第2から第5に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、委員会行政文書管理規則及び要領の改正(軽易なものを除く。)及び廃止並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

(施行文書の取扱い)

第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書(以下この章において「決裁済文書」という。)で施行、発送を要するもの(電子文書を除く。)については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、会計部門に発送を依頼するものとする。

2～4 (略)

(官報原稿の送付)

第34条 主管課等においては、法律、政令、省令、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿(以下この条において「官報原稿」という。)を、法律、政令、省令につい

<p>2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、委員会規則簿、委員会告示簿又は官庁報告簿に件名、主管課等名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、<u>当該官報原稿</u>を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第35条 削除</p>	<p><u>ては大臣官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。</u></p> <p>2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、委員会規則簿、委員会告示簿、<u>官報掲載委員会訓令簿</u>又は官庁報告簿に件名、主管課等名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、<u>当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。）</u>を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（官報に掲載しない訓令）</p> <p>第35条 主管課等においては、官報に掲載する必要がない訓令の決裁が終わったときは、決裁済文書を総務課に送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、主管課等、官庁報告簿に定める文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。</p>
---	--

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～8	(略)	(略)	(略)
9	審査請求の裁決又は決定に関すること（ <u>情報公開法及び個人情報保護法に係る審査請求であって軽易なものに限る。</u> ）。	長官	
10～12	(略)	(略)	(略)
13	審議会等に関する事務で <u>軽易なもの（会計に係る事務に関するものに限る。）</u> に関すること。	主管課等の長	参事官(会計担当)
14	審議会等に関する事務で <u>軽易なもの（前号に掲げるものを除く。）</u> に関すること。	主管課等の長	
15・16	(略)	(略)	(略)
17	<u>国有財産に関する事務で軽易なものに関すること。</u>	主管課等の長	参事官(会計担当)

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～8	(略)	(略)	(略)
9	審査請求の裁決又は決定に関すること（ <u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に係る審査請求であって軽易なものに限る。</u> ）。	長官	
10～12	(略)	(略)	(略)
13	審議会等に関する事務で <u>軽易なものに関すること。</u>	主管課等の長	参事官(会計担当)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
14・15	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<u>18～36</u>	(略)	(略)	(略)	<u>16～34</u>	(略)	(略)	(略)
(2) 共通の法令事務				(2) 共通の法令事務			
事項番号	専決事項	専決者	合議者	事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	<u>情報公開法</u> 第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	主管課等の長		1	<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</u> （平成11年法律第42号。以下この表において「 <u>情報公開法</u> 」という。）第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	主管課等の長	
2～12	(略)	(略)	(略)	2～12	(略)	(略)	(略)
13	<u>情報公開法</u> 第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	<u>法令審査室長</u>		13	<u>情報公開法</u> 第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	<u>主管課等の長</u>	
<u>14</u>	<u>個人情報保護法</u> 第68条第1項の規定による漏えい等の報告に関すること。	<u>法令審査室長</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>15</u>	<u>個人情報保護法</u> 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。	次長		<u>14</u>	<u>個人情報保護法</u> （平成15年法律第57号）第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。	次長	

<u>16～26</u>	(略)	(略)	(略)	<u>15～25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	個人情報保護法第86条第3項(第107条において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	主管課等の長		<u>26</u>	個人情報保護法第86条第3項(第106条において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	主管課等の長	
<u>28～45</u>	(略)	(略)	(略)	<u>27～44</u>	(略)	(略)	(略)
<u>46</u>	個人情報保護法第111条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	法令審査室長	(削る)	<u>45</u>	個人情報保護法第109条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	主管課等の長	法令審査室長
<u>47</u>	個人情報保護法第126条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長		<u>46</u>	個人情報保護法第124条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長	
<u>48</u>	個人情報保護法第156条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長		<u>47</u>	個人情報保護法第153条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	
<u>49</u>	個人情報保護法第165条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	法令審査室長		<u>48</u>	個人情報保護法第162条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
<u>50～52</u>	(略)	(略)	(略)	<u>49～51</u>	(略)	(略)	(略)

53	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号） <u>第44条第2項、第3項及び第5項</u> の規定による検査員の任命に関すること。	参事官(会計担当)			
(3) (略)					
別表第3（原子力規制法令）					
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

52	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号） <u>第44条の2</u> の規定による検査員の任命に関すること。	参事官(会計担当)			
(3) (略)					
別表第3（原子力規制法令）					
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
118	部門(部)安全規制管理官及び官房安全規制管理官	原子炉等規制法第61条の2の2第1項の規定による原子力規制検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追	主管課等の長		否

		<u>の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。</u>						<u>の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前号及び第148号に掲げるものを除く。）。</u>			
148	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項までの規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前二号に掲げるものを除く。）。	原子力規制部長		否	149	主管課等	原子炉等規制法第68条第5項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否

149	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否	150	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（保障措置に係るものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
150	主管課等	原子炉等規制法第68条第5項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	151	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査に関すること。	主管課等の長		否
151～ 352	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	152～ 353	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
353	部門(部)安全規制管理官及び官房安全規制管理官	原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第1号)第3条第3項の規定による追加検査	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>に係る ものに 限る。)</u>	<u>の区分等の通知 に関すること。</u>							
(2)・(3) (略)									
(略)			様式第1・様式第2						
(削る)			(2)・(3) (略)						
			(略) 様式第1・様式第2						
			様式第3						
			<官報掲載委員会訓令簿>						
			整理番 号	文書番 号	主管課 等	件名	官報掲 載年月 日	訓令番 号	備考

(削る)	様式第4	
	<一般訓令簿>	
	整理番号	文書番号
	主管課等	件名
	官報掲載年月日	訓令番号
	備考	
(略)	様式第3	様式第5
(略)		
(略)	様式第4-1	様式第6-1
(略)		
(略)	様式第4-2	様式第6-2
(略)		

様式第5

<開示請求受付管理簿>

(略)	主管課等	形態区分 窓口/郵送/オン ライン	(略)

様式第7

<開示請求受付管理簿>

(略)	主管課等	担当者	形態区分 窓口/郵送/ オンライン	(略)

様式第6

<審査請求受付管理簿>

(略)	主管課等	開示請求書 接受日	(略)

様式第8

<審査請求受付管理簿>

(略)	主管課等	担当者	開示請求書 接受日	(略)

様式第7～様式第11

(略)

様式第9～様式第13

(略)

